

議員提出議案第3号

羽曳野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び羽曳野市議会会議規則（昭和56年羽曳野市議会規則第3号）第13条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

令和7年3月28日

羽 曳 野 市 議 会
議 長 通 堂 義 弘 殿

提 出 者

羽曳野市議会議員

黒 川 実
笹 井 喜世子
笠 原 由美子
沼 元 彩 佳
大 坪 正 尚
田 仲 基 一
樽 井 佳代子

提 案 理 由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）の施行に伴い、引用する条の項ずれの改正を行うとともに所要の規定整備を行うため、この条例を制定しようとするものです。

羽曳野市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
羽曳野市条例第 号

羽曳野市議会の個人情報保護に関する条例(令和5年羽曳野市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「、報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第21条第1項中「に係る保有個人情報に次の各号に議長は、開示請求」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項中「この章において」を削り、第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

羽曳野市議会の個人情報の保護に関する条例 新旧対照表

新			旧		
(定義)			(定義)		
第2条 1～3 省略			第2条 1～3 省略		
4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、羽曳野市情報公開条例(平成12年羽曳野市条例第42号)第2条第2号に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。			4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、羽曳野市情報公開条例(平成12年羽曳野市条例第42号。以下「 <u>情報公開条例</u> 」という。)第2条第2号に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。		
5～13 省略			5～9 省略		
10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。第12条第5項において「番号利用法」という。)第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。			10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。		
11～13 省略			11～13 省略		
第3条～第11条 省略 (利用及び提供の制限)			第3条～第11条 省略 (利用及び提供の制限)		
第12条 1～4 省略			第12条 1～4 省略		
5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
第12条第1項～第12条第2項第1号 省略			第12条第1項～第12条第2項第1号 省略		
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成	第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成

		<p>された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき</p>			<p>された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき</p>
<p>第38条第1項第2号・省略</p>			<p>第38条第1項第2号・省略</p>		
<p>第13条～第16条 省略</p>			<p>第13条～第16条 省略</p>		
<p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p>			<p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p>		
<p>第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。</p>			<p>第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。</p>		
<p>(1)～(9) 省略</p>			<p>(1)～(9) 省略</p>		
<p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p>			<p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p>		
<p>(1) 次に掲げる個人情報ファイル</p>			<p>(1) 次に掲げる個人情報ファイル</p>		
<p>ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与、報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)</p>			<p>ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)</p>		
<p>イ～キ 省略</p>			<p>イ～キ 省略</p>		
<p>(2)・(3) 省略</p>			<p>(2)・(3) 省略</p>		
<p>3 省略</p>			<p>3 省略</p>		
<p>(開示請求権)</p>			<p>(開示請求権)</p>		
<p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p>			<p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する自己</u>を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p>		
<p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。</p>			<p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下<u>この章において</u>「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下<u>この章及び第48条において</u>「開示請求」という。)をすることができる。</p>		
<p>第19条・第20条 省略</p>			<p>第19条・第20条 省略</p>		
<p>(部分開示)</p>			<p>(部分開示)</p>		
<p>第21条 議長は、開示請求があったときは、当</p>			<p>第21条 議長は、開示請求があったときは、当</p>		

該開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 省略

第 22 条～第 26 条 省略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 27 条 1 省略

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 24 条第 1 項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) 省略

3 省略

第 28 条～第 30 条 省略

(訂正請求権)

第 31 条 1 省略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

3 省略

(訂正請求の手続)

第 32 条 1・2 省略

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

第 33 条～第 37 条 省略

(利用停止請求権)

第 38 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令の規定により特別の手

該開示請求に係る保有個人情報に次の各号に議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 省略

第 22 条～第 26 条 省略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 27 条 1 省略

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 24 条第 1 項の決定(以下この章において「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) 省略

3 省略

第 28 条～第 30 条 省略

(訂正請求権)

第 31 条 1 省略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第 48 条において「訂正請求」という。)をすることができる。

3 省略

(訂正請求の手続)

第 32 条 1・2 省略

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

第 33 条～第 37 条 省略

(利用停止請求権)

第 38 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して法令の規定

<p>続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる</p> <p>3 省略 (利用停止請求の手続)</p> <p>第 39 条 1・2 省略</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>第 40 条～第 47 条 省略 (開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)</p> <p>第 48 条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>以下省略</p>	<p>により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下<u>この章及び第 48 条</u>において「利用停止請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 省略 (利用停止請求の手続)</p> <p>第 39 条 1・2 省略</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下<u>この章において</u>「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>第 40 条～第 47 条 省略 (開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)</p> <p>第 48 条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>以下省略</p>
--	---